

教科及び教科の指導法に関する科目

社会福祉学部

高等学校教諭一種免許状（公民）2019～2022 年度生用

免許法による科目群	最低単位の職	本学開講科目による履修基準						最低単位の職	最低単位の職	
		科目	学期	単位	履修	履修	担当教員			
教科及び教科の指導法に関する科目	法律学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）	1以上	法学	後	2	◎	1～	大島	最低修得単位 24 単位（必修を含む）	大学が独自に設定する科目の中から 12 単位
			地方自治論	前	2	○	2～	久保木		
			政治学概論	前	2	○	1～	久保木		
			民法	集	2	○	1～	石井(智)		
			行政法	後	2	○	2～	大島		
			権利擁護を支える法制度 ^{※1}	前	2	○	3～	小長井		
			刑事司法と福祉 ^{※2}	前	2	○	3～	小長井		
	「社会学、経済学(国際経済を含む)」	1以上	社会学と社会システム	後	2	◎	1～	三本松		
			福祉の仕事	後	2	○	1	担当教員		
			社会福祉の考え方	前	2	○	1	担当教員		
			経済学	前	2	◎	1～	吉村		
			地域福祉と包括的支援体制 I	前	2	○	2～	新田		
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上	哲学概論	前	2	◎	2～	徳永		
			哲学	後	2	○	1～	徳永		
			倫理学概論	後	2	◎	2～	徳永		
			倫理学	前	2	○	1～	徳永		
			心理学概論 I	前	2	○	1～	遠藤		
			心理学概論 II	後	2	○	1～	佐藤(俊)		
			心理学	前・後	2	○	1～	佐藤(俊)・渡邊		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	社会科・公民科教育法A☆	前	2	◎	2～	山浦		
			社会科・公民科教育法B☆	後	2	◎	2～	徳永		

(注) ◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

※1、2 「権利擁護を支える法制度」および「刑事司法と福祉」につきましては2020年度学生からの適用となります。
(2019年度生は教科に関する科目の単位として認められません)

高等学校教諭一種免許状（公民）最低修得単位数	教育職員免許法施行規則（第66条の6）に定める科目（202項）	8単位	大学が独自に設定する科目 12単位	合計 67 単位
	教科及び教科の指導法に関する科目（本項）	24単位		
	教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目（204項）	23単位	大学が独自に設定する科目 12単位	
	教科及び教科の指導法に関する科目（本項）	24単位		
教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目（204項）	23単位			